



秋田県



# 船川港

Port of FUNAGAWA

2020



秋田国家石油備蓄基地

## 1. 国家石油備蓄の経緯

昭和48年の第1次石油危機や平成2年の湾岸危機に見られるように、石油産油国などの世界情勢の変化により石油の確保が困難となることもある。このことから、わが国における石油の安定供給を図るため、国家備蓄を5,000万kℓを目標に行うこととなり、「秋田国家石油備蓄基地」が建設された。なお、国内にはむつ小川原、苫小牧東部など国家石油備蓄基地が10基地存在する。

## 2. 沿革

昭和58年 5月	西基地地中式原油タンク工事着工
昭和63年 6月	東基地地中式原油タンク工事着工
平成元年 10月	西基地地中式原油タンク4基完成
平成元年 11月	西基地地上式原油タンク4基買い取り(旧日本鉱業(株)より購入)
平成元年 11月	第1次オイルイン(89万kℓ)
平成4年 11月	東基地地中式原油タンク6基完成
平成7年 6月	東基地地中式原油タンク2基完成
平成7年 7月	第4次オイルイン(8月でオイルインすべてを完了)

## 3. 規模

(1) 位置 男鹿市船川港船川字芦沢219番地  
(南平沢埋立地、船川防波堤南側埋立地)

(2) 敷地の面積 約110ha(西基地約39ha、東基地約71ha)

(3) 主要設備

① 貯油設備	約448万kℓ	
	西基地 166万kℓ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上式原油タンク 10万kℓ 2基</li> <li>地上式原油タンク 12万kℓ 2基</li> <li>地中式原油タンク 30.5万kℓ 4基</li> <li>地中式原油タンク 35.3万kℓ 8基</li> </ul>
	東基地 282万kℓ	
② 操油設備	原油ポンプ3台、地中タンク引出ポンプ12台	
③ 用役設備	蒸気設備9基	
④ 電気設備	受電設備1式、非常用発電設備1基、風力発電設備1基、大型蓄電池設備1式	
⑤ 計装設備	運転管理システム(集中制御監視装置)1式	
⑥ 安全防災設備	陸上施設消火設備(消化ポンプ、漲水施設、泡消火設備外)1式 消防自動車(大型化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車外)1式 固定係留施設消火設備(消化ポンプ、泡放水砲、泡消火栓外)1式 防災船(消防船、オイルフェンス展張船、油回収船、作業船)4隻 オイルフェンス(浮沈式976m、可搬式2,700m) 防災通報監視設備(侵入警戒設備、自動火災報知機、漏油検知器) 消火訓練場設備(訓練用タンク、消火用水設備、排水設備外)1式 大容量泡資機材倉庫(ポンプ、混合装置、泡消化薬材外)1式	
⑦ 環境保全設備	含油排水処理設備1式	
⑧ シーバース	固定係留施設(5万~18万DWTドルフィン1式、ローディングアーム16B 3基、海底配管30B900m×2条) 水域及び外郭施設(航路:水深20m、幅員300m1式、泊地:水深17m、面積約23万㎡1式、防波堤1,720m) 航行援助設備(接岸速度計、気象海象計、標識灯外)1式	

# 秋田県船川港湾事務所

〒010-0511 男鹿市船川港船川字外ヶ沢134  
 TEL 男鹿(0185)23-3721  
 FAX (0185)24-4780  
 f-kouwan@pref.akita.lg.jp



船川港は、男鹿半島南部に位置し、周囲は岩礁に囲まれて波浪が少なく、また北西に位置する真山などの西部山地が日本海特有の北西の季節風を防ぎ、そのため古くから「風待ち港」「避難港」として利用されていた。

明治40年から本格的に測量調査が実施され、同43年港湾調査会において土崎港(秋田港)とともに第2種重要港湾に指定され、同44年から本格的な築港が開始し、大正5年に国鉄船川線(男鹿線)が開通したことにより本港の集積地としての機能及び需要が増加し、昭和5年に5千トン岸壁が完成して今日の輪郭が形成され、本港は外国貿易港としての第一歩を踏み出した。

昭和11年には早山石油(株)船川製油所(ENEOS(株))が設立され、また鉄道輸送の拡充などにより入港船舶も年々増加する中で、昭和23年に特定港に指定され、同28年に秋田県が港湾管理者となった。

また昭和40年の新産業都市指定により、秋田港と一体となってその中核的役割を果たすべく、石油精製工業、木材加工業などを基幹とする工業団地の形成など、近代港湾として本格的な整備が進められてきた。昭和48年、51年の二度にわたる石油危機以来、こうした基幹産業も長期低迷状態に陥ったが状況を打開し、背後地域の活性化を促すための一環として国家石油備蓄基地の立地を図り、昭和57年1月に立地が決定し、平成元年10月に西基地(敷地約39ha)地中式原油タンク4基が完成して一部操業を開始した。平成7年6月には東基地(敷地約71ha)地中式原油タンク2基が完成し、タンク16基、備蓄容量448万キロリットルの石油備蓄基地が完成した。

平成23年11月には、船川港第一船入場防波堤(大正3年竣工)及び第二船入場防波堤(昭和5年竣工)が公益社団法人土木学会の選奨土木遺産に認定された。

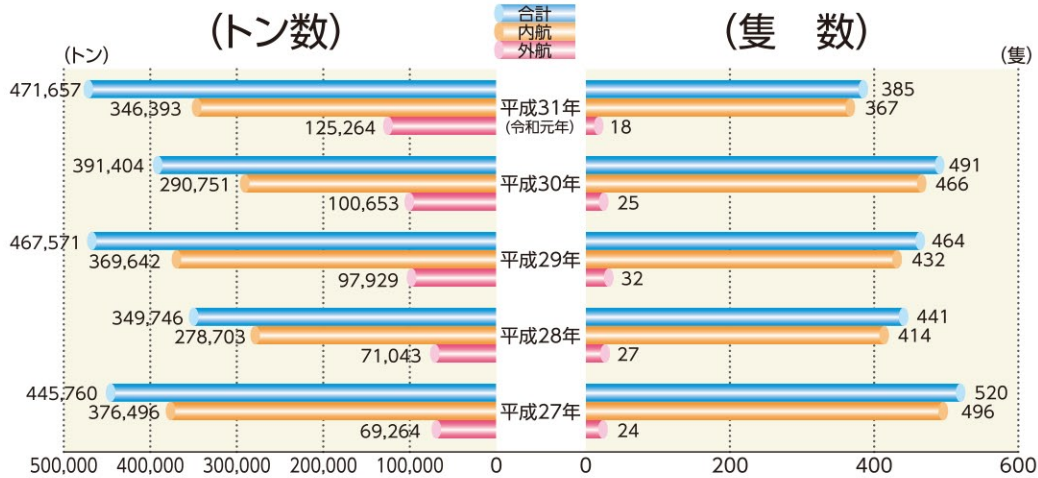
現在、本港は主な係留施設として、1万5千トン岸壁1バース、7千トン岸壁1バース、5千トン岸壁2バース、専用施設として18万トン備蓄ドルフィン1バース、8,500トン日鉱ドルフィン1バースを有している。

これらの施設を利用した平成31年(令和元年)の取扱貨物量は、原油、石材、木材を主要貨物として、外貿33,379トン、内貿371,844トン、合計405,223トンに達している。

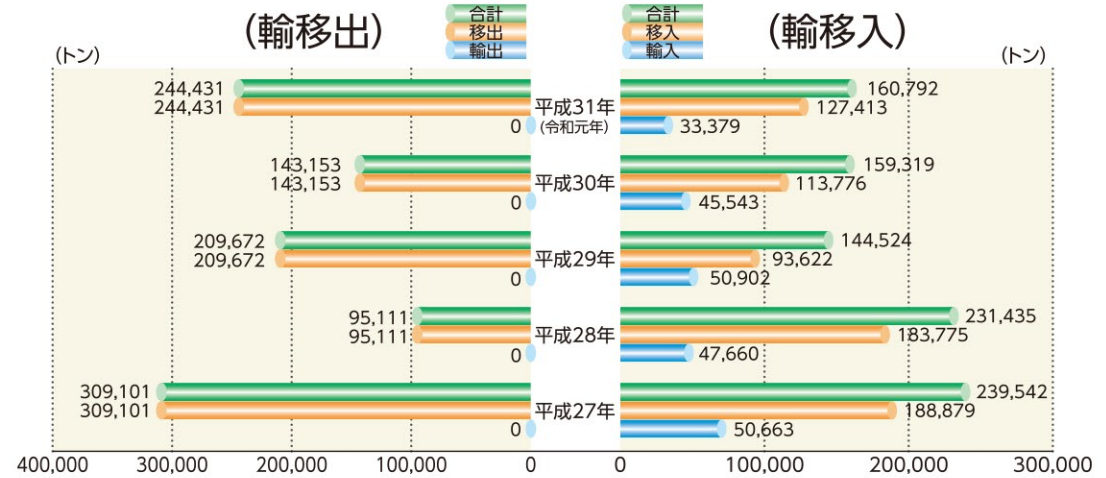
今後は、静穏な海域を利用したマリーナ施設や、観光客及び地域住民等の憩いの場としてのシンボル緑地を活用した男鹿半島の観光、海洋性レクリエーション基地、流通拠点としての役割が期待されている。

- 明治11年 ▶ 工部大学生概測を開始。
- 明治30年 ▶ 測量概算設計。
- 明治33年 ▶ 調査設計を終了。
- 明治34年 ▶ 元設計を変更し内務大臣に稟伺。
- 明治40年 ▶ 更に測量設計。
- 明治43年 ▶ 港湾調査会において重要港湾に指定。
- 大正2年 ▶ 県単事業で海面埋立船入場を築造。
- 昭和2年 ▶ 第2種重要港湾に編入(内務省告示第483号)。
- 昭和5年 ▶ 5千トン岸壁を完成。
- 昭和6年 ▶ 現在の施設の大要を完成。
- 昭和25~32年 ▶ 工場用地として海面6,780m<sup>2</sup>を埋立(失対事業)。
- 昭和26年 ▶ 港湾法の制定により重要港湾に指定。
- 昭和32年 ▶ 日本鉱業(株)でサブマリンパイプを設置(昭和45年廃止)。
- 昭和36年 ▶ 政府の新長期経済計画により新5ヶ年計画を樹立し、整備の促進決定。
- 昭和38年 ▶ 港湾整備5ヶ年計画の実施に伴い、7千トン岸壁1バースを現在の5千トン岸壁に続き着工。
- 昭和40年11月 ▶ 秋田湾地区新産業都市に指定。
- 昭和42年3月 ▶ 羽立地先及び金川地先海面埋立。
- 昭和42年6月 ▶ 新産業都市指定に伴う木材コンビナート用地第一期工事として船川港の埋立開始。
- 昭和43年12月 ▶ 7千トン岸壁完成。
- 昭和44年10月 ▶ 木材コンビナート用地第一期工事完成。
- 昭和44年11月 ▶ 木材コンビナート用地第二期工事着工。
- 昭和45年9月 ▶ 木材コンビナート用地第二期工事完成。
- 昭和45年12月 ▶ 日本鉱業(株)専用ドルフィン設置。
- 昭和47年3月 ▶ 金川水面貯木場完成。
- 昭和47年12月 ▶ -10メートル岸壁・-3メートル・-4メートル物揚場建設工事着工。
- 昭和48年5月 ▶ 芦沢地区物揚場・船揚場建設工事着工。
- 昭和48年7月 ▶ 金川防波堤完成(1,050m)。
- 昭和49年3月 ▶ 芦沢地区船揚場完成。
- 昭和50年8月 ▶ -10メートル岸壁、-3メートル・-4メートル物揚場完成。
- 昭和52年9月 ▶ 本港地区再開発に伴う埋立工事着工。
- 昭和54年3月 ▶ 生鼻崎トンネル完成。
- 昭和54年12月 ▶ 日本鉱業(株)が48.4haの海面埋立を完成(昭和49年着工)。
- 昭和55年1月 ▶ 女川地区埋立完成。
- 昭和55年3月 ▶ 増川地区埋立完成。
- 昭和56年10月 ▶ 羽立地区船揚場、-2メートル物揚場完成。
- 昭和57年1月 ▶ 国家石油備蓄基地立地決定。
- 昭和58年4月 ▶ 本港地区船溜り着工(防波堤)。
- 昭和58年8月 ▶ 国家石油備蓄基地約71haの埋立免許認可。着工。
- 昭和58年10月 ▶ 本港地区埋立完成。
- 昭和59年10月 ▶ 増川地区船揚場完成。
- 昭和61年7月 ▶ 県道秋田男鹿線の供用開始に伴ない臨港道路(生鼻崎)の供用開始。
- 昭和62年1月 ▶ 国家石油備蓄基地東基地(第1区域)54.3ha完成。
- 昭和62年5月 ▶ 外ヶ沢地区物揚場埋立完成。
- 平成元年3月 ▶ 国家石油備蓄基地東基地(第2区域)16.9ha完成。
- 平成元年11月 ▶ 西基地タンク4基完成。第1次オイルイン。
- 平成4年12月 ▶ 国家石油備蓄基地東基地一期工事タンク6基完成。第2次オイルイン。
- 平成5年5月 ▶ 第3次オイルイン。
- 平成5年12月 ▶ 女川地区船揚場完成。
- 平成7年5月 ▶ 男鹿マリーナオープン。
- 平成7年7月 ▶ 第4次オイルイン(オイルイン完了)。
- 平成8年3月 ▶ 外ヶ沢2号物揚場完成。
- 平成16年7月 ▶ 改正SOLAS条約(海上人命安全条約)により、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域を設定。
- 平成20年3月 ▶ 臨港道路生鼻崎線4車線供用開始。
- 平成23年11月 ▶ 船川港第一船入場防波堤(大正3年竣工)及び第二船入場防波堤(昭和5年竣工)が公益社団法人土木学会の選奨土木遺産に認定。
- 平成24年1月 ▶ 社団法人日本港湾協会の機関紙「港湾」でポート・オブ・ザ・イヤー2011に選定。

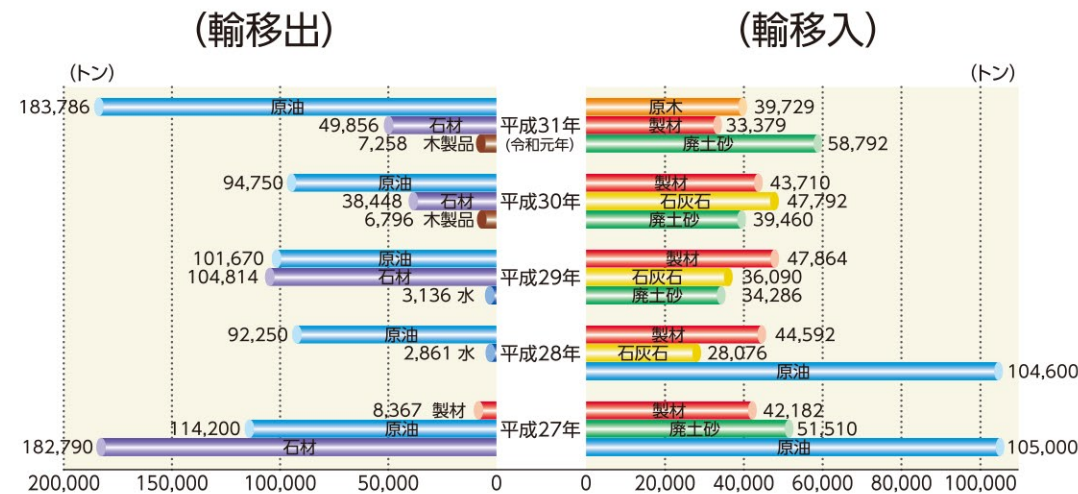
## 入港船舶年次比較



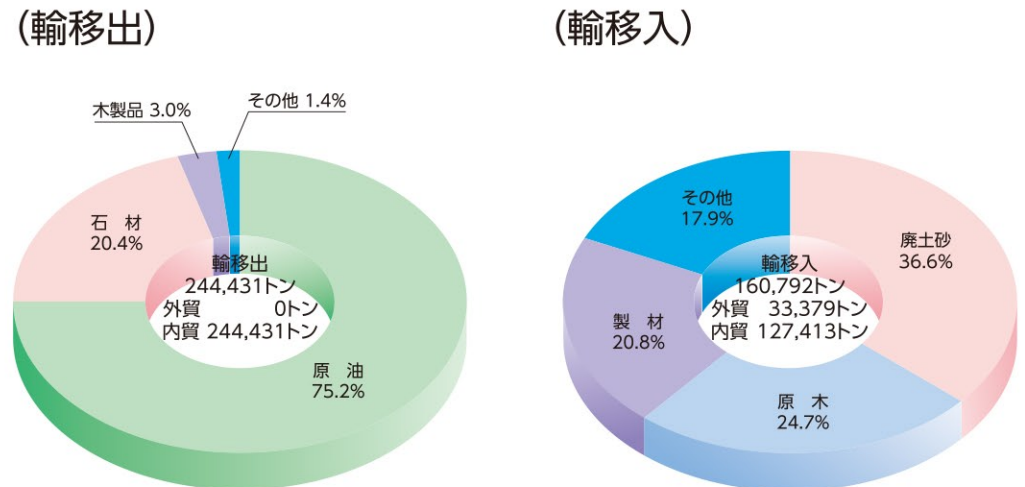
## 出入貨物年次比較



## 主要貨物年次比較



## 出入貨物品種別比較 (平成31年) ※令和元年



# 船川港の関係法令による指定状況

指定年月日	関係法令	指定区分	備考
昭和5年2月28日	関税法	開港	関税法第2条 昭和37年7月1日 関税法一部改正により、秋田・船川港となる。
昭和19年6月1日	公有水面埋立法	甲号港湾	公有水面埋立法施行令第32条の3
昭和23年7月15日	港則法	特定港	港則法第3条 昭和37年7月1日 港則法一部改正により、秋田・船川港となる。
昭和26年1月19日	港湾法	重要港湾	港湾法施行令第1条
昭和26年3月10日	港湾調査規則	甲種港湾	港湾調査規則第3条
昭和26年6月20日	港湾運送事業法	指定港区	港湾運送事業法施行令第2条 同施行規則第1条の2
昭和26年10月30日	出入国管理法	出入国港	出入国管理法施行規則第2条
昭和28年5月28日	漁港法	第一種漁港	漁港法第5条（脇本漁港は港湾区域と重複）
昭和33年7月1日	検疫法	検疫港	検疫法施行令第1条 昭和37年7月1日 施行令一部改正により、秋田・船川港となる。
昭和33年7月1日	植物防疫法	輸入（くん蒸）場所	木材（昭和37年7月1日）穀類（昭和38年7月16日） 昭和37年9月29日植物防疫法施行規則一部改正により、秋田・船川港となる。
昭和34年3月10日	都市計画法	臨港地区	都市計画法第8条（変更：平成15年4月25日）
昭和39年4月28日	海岸法	海岸保全区域	海岸法第3条
昭和40年7月29日	港湾法	港湾隣接区域	港湾法第37条の2
平成2年4月2日	公有水面埋立法	乙号港湾	公有水面埋立法施行令第32条の3

## 管理状況

港湾の位置 男鹿市船川港

港の区域の範囲 北緯39度52分26.910秒 東経139度51分57.752秒(防波堤灯台)

港湾法（昭和25年法律 第218号） 昭和28年7月28日 認可

水陸別	地区別	区域	面積
水	指定区域	根の崎三角点(40m)から25度、1,300mの地点を中心として4,400mの半径を有する円内の海面	28,240,000㎡

臨港地区（昭和25年法律 第218号）

平成9年12月19日 秋田県告示808号

平成15年4月25日一部改正 秋田県告示348号

分区の種類	区域	摘要
商港区 75.1ha	告示区域	地図内示す範囲 平成15年4月25日 秋田県告示348号
工業港区 48.2ha	告示区域	同上
修景厚生港区 18.2ha	告示区域	平成9年12月19日 秋田県告示808号
保安港区 107.6ha	告示区域	同上
マリナー港区 2.2ha	告示区域	同上
漁港区 2.1ha	告示区域	同上

## けい留施設

番号	施設名	階級(D/W)	バース数	水深(m)	延長(m)	管理者
A	5,000トン岸壁	5,000	2	-7.5	260.0	秋田県
B	7,000トン岸壁	7,000	1	-8.0	145.0	〃
C	15,000トン岸壁	1,5000	1	-10.0	185.0	〃
E	-4M3号物揚場			-4.0	200.0	〃
F	-4M2号物揚場			-4.0	355.0	〃
G	-3M2号物揚場			-3.0	172.0	〃
H	-4M1号物揚場			-4.0	80.0	〃
I	-3M1号物揚場			-3.0	245.0	〃
J	-2M3号物揚場			-2.0	250.0	〃
K	-2M2号物揚場			-2.0	400.0	〃
L	-3M3号物揚場			-3.0	200.0	〃
M	-2M4号物揚場			-2.0	150.0	〃
N	-2M5号物揚場			-2.0	85.0	〃
O	-2M6号物揚場			-2.0	150.0	〃
P	-3M4号物揚場			-3.0	150.0	〃
Q	-3M5号物揚場			-3.0	85.0	〃
R	-2M1号物揚場			-2.0	272.0	〃
S	羽立物揚場			-2.0	91.0	〃
T	東基地C物揚場			-4.0	170.0	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
U	平沢物揚場			-1.8	120.0	秋田県
V	第二船入場物揚場			-2.0	74.0	〃
W	-2M7号物揚場			-2.0	90.0	〃
X	-2M8号物揚場			-2.0	100.0	〃
Y	-2M9号物揚場			-2.0	100.0	〃
Z	-2M10号物揚場			-2.0	85.0	〃
α	-2M11号物揚場			-2.0	100.0	〃
β	平沢-3M物揚場			-3.0	75.0	〃
γ	女川-2M物揚場			-2.0	60.0	〃
	日鉱ドルフィン	8,500	1	-9.0	276.0	E N E O S (株)
	備蓄ドルフィン	180,000	1	-19.0	480.0	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

# 港湾施設使用料



施設の区分	使用料の額
岸壁	係留時間が12時間以内の場合は、総トン数1トンにつき 外航船舶 4.7円 外航船舶以外の船舶 5.17円
	係留時間が24時間以内の場合は、総トン数1トンにつき 外航船舶 6.6円 外航船舶以外の船舶 7.26円
	係留時間が24時間を超える場合は、その超える係留時間12時間ごとに総トン数1トンにつき 外航船舶 3.3円 外航船舶以外の船舶 3.63円
物揚場	船舶総トン数1トンにつき1日 4.84円
野積場	使用面積1平方メートルにつき1日 1.21円
舗装野積場	舗装野積場を使用する場合は、使用面積1平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によって区分し、当該区分に応ずる料金率を順次適用して計算した金額の合計額 (1) 15日以下の使用日数については1日につき 2.33円 (2) 15日を超え30日以下の使用日数については1日につき 2.93円 (3) 30日を超える使用日数については1日につき 3.51円
水面貯木場	使用面積1平方メートルにつき、使用月数を次に掲げる月数の区分によって区分し、当該区分に応ずる料金率を順次適用して計算した金額の合計額 1. 2ヶ月以下の使用月数については1ヶ月につき 13.31円 2. 2ヶ月を超える使用月数については1ヶ月につき 20.57円
港湾施設用地	1. 電柱、電話柱その他の柱類を設置する場合、1本につき1年 815円 2. 水道管、排水管その他の管を設置する場合、長さ1メートルにつき1年 114円 3. その他の場合 使用面積(看板等にあつては、表示部分の面積) 1平方メートルにつき1年 440円

## 【備考】

1. 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。〔秋田県港湾施設管理条例〕



# 入港料



入港料	総トン数700トン以上の船舶で総トン数1トンにつき
	外航船舶 2.2円 内航船舶 1.21円

【備考】 ただし、1日1回、1月10回を限度とする。〔秋田県入港料徴収条例〕

# 港湾関係公署



名称	所在地	電話番号
厚生労働省仙台検疫所秋田船川出張所	秋田市土崎港西一丁目7番35号	(018)846-8280
法務省仙台出入国在留管理局秋田出張所	秋田市山王七丁目1番3号	(018)895-5221
財務省函館税関秋田船川税関支署	秋田市土崎港西一丁目7番35号	(018)845-0735
海上保安庁第二管区海上保安本部秋田海上保安部	秋田市土崎港西一丁目7番35号	(018)845-1621
国土交通省東北運輸局秋田運輸支局	秋田市泉字登木74番地の3	(018)863-5812
国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所	秋田市土崎港西一丁目1番49号	(018)847-2511
農林水産省横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所	秋田市土崎港西一丁目7番35号	(018)845-1411
男鹿市役所	男鹿市船川港船川字泉台66の1	(0185)23-2111
秋田県男鹿警察署	男鹿市船川港船川字新浜町1番地の4	(0185)23-2233
秋田県建設部港湾空港課	秋田市山王四丁目1番1号	(018)860-2541

# 船川港金川多目的広場



(船川港金川多目的広場)

## 利用料金《球技場》

区分	利用料金の額	1時間につき 1日につき	
		1時間につき	1日につき
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用するとき	一般 330円	2,640円
	高校生以下	無料	無料
入場料を徴収する場合	その他の催物に利用するとき	3,300円	26,400円
	アマチュアスポーツに利用するとき	一般 660円	5,280円
	高校生以下	無料	無料
	その他の催物に利用するとき	6,600円	52,800円

## 《附属施設》

区分	利用料金の額
放送室 1時間につき	360円 利用時間が1時間未満のとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは1時間として計算する。
シャワー室 1人1回につき	110円 利用時間が1時間未満のとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは1時間として計算する。

## 《球技場以外の広場》

区分	利用料金の額
船川港金川多目的広場の敷地	利用面積(看板等にあつては、表示部分の面積) 1平方メートルにつき 1年 80円



## 港湾隣接地域 (昭和25年法律 第218号)

区分	地区別	区 域	摘 要
港湾隣接地域	告示区域	男鹿市脇本海岸、比詰海岸～金川海岸～船川海岸～南平沢海岸～増川海岸～女川海岸	昭和40年7月29日 秋田県告示313号

## 海岸保全区域 (昭和31年5月21日法律 第101号)

区分	地区別	区 域	摘 要
海岸保全区域	告示区域	男鹿市脇本海岸、比詰海岸～金川海岸～船川海岸～南平沢海岸～増川海岸～女川海岸	昭和39年4月28日 秋田県告示171号

## 保管施設



### 倉 庫

種 別	棟 数	床 面 積	構 造 様 式	管 理 者
営業用倉庫	1	1,056.00m <sup>2</sup>	鉄骨垂鉛板葺平屋建	秋田海陸運送(株)
〃	1	1,344.00m <sup>2</sup>	鉄骨鉄板葺平屋建	〃
専用上屋	1	1,861.49m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋建	DOWA通運(株)
〃	2	2,430.80m <sup>2</sup>	〃	秋田海陸運送(株)
計	5	6,692.29m <sup>2</sup>		

### 野 積 場

所在地	面積	主たる用途	管 理 者	備 考
5,000トン岸壁地内	20,918.86m <sup>2</sup>	木 材	秋 田 県	舗 装
7,000トン岸壁地内	8,757.76m <sup>2</sup>	〃	〃	〃
-3M2号物揚場地内	7,672.62m <sup>2</sup>	水 産 品	〃	〃
-4M2号物揚場地内	6,723.47m <sup>2</sup>	木 材	〃	〃
-4M3号物揚場地内	8,752.58m <sup>2</sup>	石 材・木材	〃	〃
15,000トン岸壁地内	11,102.68m <sup>2</sup>	〃	〃	〃
-2M1号物揚場地内	17,732.00m <sup>2</sup>	雑 貨	〃	〃
女川地内	7,391.45m <sup>2</sup>	水 産 品	〃	〃
増川地内	4,938.45m <sup>2</sup>	〃	〃	〃
金川地内	9,676.76m <sup>2</sup>	雑 貨	〃	未舗装
羽立物揚場地内	6,197.66m <sup>2</sup>	水 産 品	〃	〃
外ヶ沢1号地内	7,319.04m <sup>2</sup>	雑 貨	〃	舗 装
外ヶ沢2号地内	7,700.00m <sup>2</sup>	〃	〃	〃
-2M3号物揚場地内	7,044.00m <sup>2</sup>	水 産 品	〃	〃
-2M2号物揚場地内	16,000.00m <sup>2</sup>	〃	〃	未舗装
計	147,927.33m <sup>2</sup>			

### 水面貯木場

所在地	面積	主たる用途	管 理 者	備 考
金川地先	279,000.00m <sup>2</sup>	木 材	秋 田 県	

## 船舶役務用施設(給水施設)



種類	所在の場所	管理者	数量	能 力 T/H	種類	所在の場所	管理者	数量	能 力 T/H
水栓	5,000トン岸壁	秋田県	4カ所	15トン	水栓	-4M3号物揚場	秋田県	4カ所	10トン
〃	7,000トン岸壁	〃	3カ所	〃	〃	-3M2号物揚場	〃	2カ所	〃
〃	15,000トン岸壁	〃	2カ所	〃	〃	マリーナ	〃	18カ所	〃
〃	-4M2号物揚場	〃	2カ所	〃	計			35カ所	

## 臨港交通施設



### 道 路

路線名	延長	幅 員	構 造	摘 要
臨港道路生鼻崎線	3,231.00m	8.00m	A S 舗 装	片側歩道付
臨港道路幹線	2,735.00m	16.00m	〃	〃
臨港道路支線(1)	484.00m	8.50m	〃	—
臨港道路支線(1)支線	113.00m	8.50m	〃	両側歩道付
金川1号線	348.00m	8.00m	〃	〃
金川2号線	346.00m	7.00m	〃	〃
臨港道路本港1号線	861.00m	8.50m	〃	片側歩道付
臨港道路本港2号線	454.00m	7.50m	〃	〃
臨港道路本港3号線	77.00m	7.50m	〃	〃
臨港道路本港4号線	1,120.00m	14.27m	〃	〃
臨港道路本港5号線	572.00m	8.50m	〃	〃
臨港道路本港6号線	1,098.00m	8.50m	〃	〃
本港地区臨海線	665.00m	17.00m	〃	—
増川取付道路	42.00m	7.50m	〃	—
増川地区船揚場道路	125.00m	6.50m	〃	—
羽立地区物揚場道路	35.00m	8.00m	〃	—
外ヶ沢2号野積場道路	142.00m	8.00m	〃	—
マリーナ道路	130.00m	8.00m	〃	—
船港金川多目的広場1号線	320.00m	8.50m	〃	片側歩道付
船港金川多目的広場2号線	380.00m	5.00m	〃	—

### 橋 り ょ う

名 称	位 置	延長	幅 員	備 考
埋立1号橋	臨港道路幹線	15.70m	17.0m	コンクリート製
埋立2号橋	〃	16.00m	17.0m	〃
埋立3号橋	〃	28.00m	17.0m	〃
埋立4号橋	臨港道路本港2号線	73.40m	10.5m	〃
埋立1号歩道橋	臨港道路幹線	14.00m	2.0m	〃
埋立2号歩道橋	〃	16.00m	3.0m	〃
埋立3号歩道橋	〃	29.00m	2.0m	〃



### 男鹿マリーナ計画平面図



## 位置

男鹿市船川港船川字海岸通り1-20

## 面積

陸域面積約2.4ha、水域面積約2.1ha

## 主要設備

クラブハウス、係留棧橋、ピジター棧橋、サービス棧橋、係船ブイ、ポートヤード、ディンギヤード、揚降施設、無線施設(マリンVHF)、給水施設等

## 保管艇数

現況(令和2年4月1日現在) 146艇(海上34艇、陸上112艇)  
 将来計画 200艇(海上52艇、陸上148艇)

## マリーナ施設使用料金表

(単位:円)

艇長	棧橋及び浮桟橋		係船くいと係船浮標		船舶保管施設				備考
	一般使用	専用使用	一般使用	専用使用	一般使用		専用使用		
					Aヤード	Bヤード	Aヤード	Bヤード	
6.0m以下	2,580	226,920 ⑤ 151,280	1,960	175,900 ⑤ 117,260	1,050	1,020	95,860 ⑤ 63,900	93,070 ⑤ 62,040	1. ⑤は、県内に住所を有する者が使用する場合の使用料である。 2. 専用使用とは、一年以上継続する使用をいう。 3. 一般使用とは、専用使用以外の使用をいう。 4. 一般使用 1艇1日使用分の料金 専用使用 1艇1年使用分の料金 5. 一般使用において月単位で使用する場合における使用料の額は、1月につき7日分の使用料に相当する額とする。 6. 艇の長さが15mを超える場合の使用料は、を超える部分0.5mごとに加算額欄の金額を加算した額(ただし、県内在住者はその2/3に相当する額)とする。 7. 船舶保管施設の使用料は、ディンギー型ヨット以外の小型船舶の使用料である。 8. ディンギー型ヨットとは、センターボードの上げ下ろしが手動でできるヨットで長さ6m以下のものをいう。 ※ディンギー型ヨットの船舶保管施設使用料 一般使用 700 ⑤ 700 専用使用 66,000 ⑤ 44,000 ※専用使用には別途保証金・施設利用料がかかります。
6.0m超 6.5m以下	2,580	226,920 ⑤ 151,280	1,960	175,900 ⑤ 117,260	1,260	1,220	112,730 ⑤ 75,150	109,450 ⑤ 72,960	
6.5m超 7.0m以下	2,580	226,920 ⑤ 151,280	1,960	175,900 ⑤ 117,260	1,400	1,360	130,850 ⑤ 87,230	127,040 ⑤ 84,690	
7.0m超 7.5m以下	2,580	226,920 ⑤ 151,280	1,960	175,900 ⑤ 117,260	1,610		150,440 ⑤ 100,290		
7.5m超 8.0m以下	2,930	258,350 ⑤ 172,230	2,240	201,250 ⑤ 134,160	1,820		171,290 ⑤ 114,190		
8.0m超 8.5m以下	3,280	291,770 ⑤ 194,510	2,580	228,180 ⑤ 152,120	2,160		193,500 ⑤ 129,000		
8.5m超 9.0m以下	3,700	332,000 ⑤ 221,330	2,930	260,020 ⑤ 173,340	2,520		220,320 ⑤ 146,880		
9.0m超 9.5m以下	4,120	374,630 ⑤ 249,750	3,280	293,860 ⑤ 195,900	2,800	7・0mを	248,710 ⑤ 165,800	7・0mを	
9.5m超 10.0m以下	4,610	419,790 ⑤ 279,860	3,630	329,690 ⑤ 219,790	3,140	超	278,670 ⑤ 185,780	超	
10.0m超 10.5m以下	5,170	467,560 ⑤ 311,700	4,050	367,620 ⑤ 245,080	3,490	え	310,520 ⑤ 207,010	え	
10.5m超 11.0m以下	5,800	517,740 ⑤ 345,160	4,470	407,530 ⑤ 271,680	3,840	艦	344,040 ⑤ 229,360	艦	
11.0m超 11.5m以下	6,360	570,750 ⑤ 380,500	5,030	449,430 ⑤ 299,620	4,190	は	379,140 ⑤ 252,760	は	
11.5m超 12.0m以下	6,920	626,170 ⑤ 417,440	5,450	493,540 ⑤ 329,020	4,610	利	416,020 ⑤ 277,340	利	
12.0m超 12.5m以下	7,680	690,390 ⑤ 460,260	6,080	543,930 ⑤ 362,620	5,170	用	458,860 ⑤ 305,900	用	
12.5m超 13.0m以下	8,380	757,850 ⑤ 505,230	6,640	596,420 ⑤ 397,610	5,730	で	501,710 ⑤ 334,470	で	
13.0m超 13.5m以下	9,150	828,250 ⑤ 552,160	7,200	651,620 ⑤ 434,410	6,280	き	544,560 ⑤ 363,040	き	
13.5m超 14.0m以下	10,060	901,690 ⑤ 601,120	7,890	709,030 ⑤ 472,680	6,840	ま	587,410 ⑤ 391,600	ま	
14.0m超 14.5m以下	10,900	978,270 ⑤ 652,180	8,520	768,850 ⑤ 512,560	7,400	せ	630,260 ⑤ 420,170	せ	
14.5m超 15.0m以下	11,730	1,058,000 ⑤ 705,330	9,150	831,190 ⑤ 554,120	7,960	ん	673,100 ⑤ 448,730	ん	
加算額	980	82,660 ⑤ 55,100	770	64,640 ⑤ 43,090	560		42,850 ⑤ 28,560		

## ◎揚降施設

(単位:円)

船舶の種類	1回	回数券
船舶保管施設を使用する船舶	780	3,900
係留施設を使用する船舶	1,940	9,700

- ※1. 揚降施設とは、移動式揚降施設をいう。
- 2. 揚艇又は降艇1回についての料金である。
- 3. 回数券は1回券6枚綴りの料金である。